

自由意志信念が道徳的判断および量刑判断に及ぼす影響

— 応報および無力化に対する顕在的動機との関連に着目して —

笠原 伊織 (名古屋大学 大学院情報学研究科, kai21.rilh@gmail.com)

唐沢 かおり (東京大学 大学院人文社会系研究科, karasawa@l.u-tokyo.ac.jp)

唐沢 穰 (名古屋大学 大学院情報学研究科, mkarasawa@nagoya-u.jp)

Effects of free will belief on moral and judicial judgment:

Role of explicit motives toward retribution and incapacitation

Iori Kasahara (Graduate School of Informatics, Nagoya University, Japan)

Kaori Karasawa (Graduate School of Humanities and Sociology, the University of Tokyo, Japan)

Minoru Karasawa (Graduate School of Informatics, Nagoya University, Japan)

Abstract

The present study examined whether people's beliefs in free will affect their moral and judicial judgment. Specifically, using a survey method, we examined the mediation by moral judgment which has been theoretically discussed and illustrated in a previous research. In addition, this study focused on the role of explicit motives toward retribution and incapacitation and examined the hypothesis that people whose beliefs in free will were low would focus on incapacitation. An online survey was conducted, and 232 participants were analyzed (96 females, M age = 20.75, SD = 2.46). Participants answered their own free will belief and then read a fictitious scenario about manslaughter case. They answered to what extent they were motivated toward retribution and incapacitation and made moral judgment and judgment of sentencing. A mediational analysis revealed that the process was significant (β = .18, 95 % CI = [.11, .25]). However, no correlations between free will belief and explicit motives were observed (r s = -.11 and .01). Also, retributive motive had no correlation with moral judgment and sentencing (r s = -.08 and .01), while the motive toward incapacitation correlated with both (r s = .26 and .21). Two statistical models explaining how free will belief and the motive toward incapacitation affect sentencing were constructed. One supposed moral judgment mediated the effects of free will belief and incapacitation (i.e., full-mediation model). The other model supposed another direct path from incapacitation to sentencing (i.e., partial-mediation model). As a result, full-mediation model was adopted in terms of model fit (BIC = -10.91 vs. -8.52) and coefficients of determination (R^2 = .20 vs. .21). The importance of free will belief in people's daily lives and future directions of researches were discussed.

Key words

free will belief, sentencing, morality, retribution, incapacitation

1. 序論

自由意志 (free will) とは、もともと哲学の分野で議論が進められてきた概念であり、近年、社会心理学においても活発に研究が進められている。中でも、自由意志の存在を信じる傾向である自由意志信念に着目し、大別して、道徳判断と自己コントロールの観点から研究が行われている (e.g., Baumeister & Monroe, 2014; 渡辺・太田・唐沢, 2015)。本研究では、特に前者の観点、すなわち道徳判断に対して自由意志信念の強さが及ぼす影響について検討する。

自由意志信念と道徳判断との関連については、現在まで多くの研究が行われ、自由意志信念が弱い人や、実験操作により信念が弱められた人は、他者の行為に対する道徳的評価がポジティブ・ネガティブ双方の面において低下することが明らかにされている。例えば、Brewer (2011) では、自由意志信念が弱い人ほど行為者に対して道徳的責任を帰属しにくい傾向があるという結果が得られている。また、MacKenzie, Vohs, & Baumeister (2014) は、

自由意志信念が弱くなると、他者の親切な行為への感謝が低減することを示している。このような影響が生じる原因として、「自由意志」は意図や欲求といった、行為の実行における行為者の心的関与を示唆しているため、自由意志信念が弱い場合、そうした関与が知覚されにくく、行為者に対する評価的な判断が行われにくくなると考えられる。

さらに近年、自由意志信念は、道徳的責任帰属のような道徳判断だけでなく、行為者に対する罰の判断とも密接に関連していることが明らかにされている。例えば、Carey & Paulhus (2013) では、自由意志信念が弱い人ほど加害者に対して厳罰を下しにくいという結果が得られている。また、裁判場面を扱った Shariff, Greene, Karremans, Luguri, Clark, Schooler, Baumeister, & Vohs (2014) は、実験操作によって自由意志信念が弱められると、被告人への非難が低下することで量刑判断も寛容化するという媒介過程を明らかにしている。

Shariff et al. (2014) では、自由意志信念が弱められると、応報主義的な罰が寛容化するという仮説を検証するため、「被告人は成功率 100 % の更生プログラムを受け、二度と社会の脅威になることはない」というシナリオ設

定が呈示された。この研究では、二度と社会の脅威にならず、確実に更生する被告人に対して、それでもなお罰を与えたいと思う程度が応報主義に基づく罰の判断として測定された。哲学では、自由意志の存在と応報主義的な罰の正当性との関連が議論的になっているほか (e.g., Pereboom, 2001)、心理学的にも、人々は罰の判断を行う際、被告人の悪意や意図性といった行為への心的関与を重視しやすいことが知られている (e.g., Carlsmith, 2006; Keller, Oswald, Stucki, & Gollwitzer, 2010; 綿村・分部・高野, 2010)。そのため、自由意志信念が弱められることで応報主義に基づく罰の判断が寛容化するという知見は、哲学と心理学双方の理論と一貫していると考えられるかもしれない。

しかし、自由意志信念が弱い、あるいは弱められた場合、人々が果たして応報主義に基づいて罰の判断を行うのかという点については、実証的な証拠が不足している。特に、自由意志信念の強さによって罰を下す際の動機が異なる可能性に着目した実証的研究は、管見の限り見当たらない (cf. Greene & Cohen, 2004)。しかし、自由意志信念が弱いということは、行為を行為者の心的関与に基づかないものとして理解することと関連すると考えられ、そうした場合、自由意志を持たない行為者は、自身の行動をコントロールできない「懲りない」人物として捉えられ、応報主義ではなく、むしろ無力化を基準とした罰が採用される可能性が指摘できる。Shariff et al. (2014) の研究では、シナリオの設定上、応報主義に基づく罰のみが測定されていたため、自由意志信念が弱い場合に、応報主義に基づく罰の判断が寛容化するのか、他の基準に基づいて罰の判断が行われるのかは明らかにされていない。

以上の議論を踏まえ、本研究では、自由意志信念が量刑判断に及ぼす影響を検討する。ただし、Shariff et al. (2014) と異なり、加害者の将来的脅威や再犯可能性などに関する極端な情報は与えず、量刑判断においてどのような基準を重視するかについて、応報主義と無力化それぞれに対する顕在的動機を測定する。本研究では、自由意志信念が低い場合、罰を下す動機として、応報主義よりも無力化が重視されやすいという仮説を設定し、これを検証する。

2. 方法

2.1 参加者の募集

事前に、G*Power (Faul, Erdfelder, Lang, Buchner, 2007) を用いてサンプルサイズを計算した。先行研究で得られた相関をもとに (e.g., Brewer, 2011)、母相関係数を .20 に設定して分析したところ ($\alpha = .05, 1 - \beta = .80$)、191 名の参加者が必要という結果が得られた。

本研究では、Google フォームを用いてオンライン調査を実施し、244 名の参加者が調査に回答した (女性 103 名、その他 1 名、年齢 $M = 20.70, SD = 2.43$)。調査への回答は無償であり、参加者は主に大学生・大学院生であった。

2.2 使用した尺度等

2.2.1 自由意志信念の測定

自由意志・決定論尺度 (FAD+: Paulhus & Carey, 2011) の日本語版を用いた (渡辺・櫻井・綿村・唐沢, 2014)。尺度は 27 項目から構成され、「自由意志 (Free Will)」、「科学的決定論 (Scientific Determinism)」、「運命的決定論 (Fatalistic Determinism)」、「予測不可能性 (Unpredictability)」という下位尺度を持つ。

本研究では、「自由意志」7 項目を用いて自由意志信念を測定した (例. 人々は真に望めば、どんな障害でも乗り越えることができる)。質問は「1: まったくそう思わない」から「7: 非常に強くそう思う」の 7 件法で尋ねられた。尺度得点が高いほど、自由意志信念を強く保持しているということを意味する。

2.2.2 傷害致死事件シナリオの呈示

一般市民が量刑判断を行う可能性が存在する刑事事件として、本研究では傷害致死事件を採用した。具体的には、居酒屋で仕事の同僚との口論が発展し、最終的にビール瓶で相手を殴り、死亡させたという内容の文章が呈示された。

シナリオを読んだ後、内容理解について確認する 2 択の質問 3 問に回答した。なお、自身の各設問への回答が正解か不正解かについて、参加者に情報は与えられなかった。

2.2.3 量刑判断における顕在的動機の測定

応報と無力化に関連する要素について、量刑判断を決定するうえでそれぞれをどの程度重視するかを尋ね、顕在的動機を測定した。具体的には、参加者は、「悪意」「意図性」「意志」「再犯可能性」「衝動性」「将来的な脅威」という 6 項目に回答した。質問は、「1: まったく重要ではない」から「7: 非常に重要である」の 7 件法で尋ねられ、前半 3 項目は応報、後半 3 項目は無力化に関連する要素として想定された。それぞれ、尺度得点が高いほど、強い動機として量刑判断において重視されていることを意味する。

2.2.4 道徳判断および量刑判断の測定

制裁動機 3 項目 (例. 被告人に対して、重い罰を与えてこらしめてやりたい)、非難 3 項目 (例. 被告人は、今回の事件について、厳しく非難されるべきだ)、道徳的責任帰属 3 項目 (例. 被告人は、今回の事件について、道徳的に責任がある) の計 9 項目を用いて道徳判断を測定した。質問は「1: まったくそう思わない」から「7: 非常に強くそう思う」の 7 件法で尋ねられた。それぞれの尺度得点が高いほど、加害者に対してネガティブな道徳判断を行っていることを意味する。

量刑判断については、「被告人に対して懲役刑を与えるならば、懲役 X 年が適切だと思う」という文が呈示され、3 年から 20 年の範囲 (1 年単位) で刑期の判断を行った。

2.3 実施手続き

本調査は2017年10月に実施された。参加者は、事前にメール等を通じて調査への回答を依頼され、各自が個別に、自由なタイミングで調査に回答した。

調査では、最初に、自由意志信念を測定する尺度に回答した。次に、傷害致死事件に関する架空のシナリオが呈示され、被告人に対して量刑判断を行うと教示された。まず、量刑判断を行う際、応報と無力化に関する要素をそれぞれどの程度重視するかについて回答した。その後、被告人に対して道徳判断と量刑判断を行った。最後に、年齢や性別、国籍のほか、刑法に関する専門知識の有無について回答し、調査を終了した。

3. 結果

3.1 事前分析

3.1.1 分析対象者

性別が男女いずれでもなかった1名、国籍が日本以外か無回答だった4名、刑法の専門知識があるか無回答だった5名、シナリオの内容確認項目に2問誤りがあった1名、頭在的動機6項目すべてに無回答だった1名の計12名を分析から除外した。最終的に、232名の参加者を分析対象とした（女性96名、年齢 $M = 20.75$, $SD = 2.46$ ）。

3.1.2 尺度の信頼性

自由意志・決定論尺度日本語版について、7項目は十分な内的一貫性を示していた（Cronbach's $\alpha = .72$ ）。そのため、各項目の得点を単純加算し平均した値を「自由意志信念」得点として分析に用いた（ $M = 3.53$, $SD = .95$ ）。

頭在的動機6項目について、探索的因子分析を実施した（最小二乗法、独立クラスター回転）。因子数は、平行分析（parallel analysis）の結果をもとに、2因子解を採用した。予測通り、想定された3項目がそれぞれ異なる因子に高い負荷を示した（負荷量 $\geq .35$ ）。第一因子には、「意図性」「悪意」「意志」が高い負荷を示し、「応報」と命名された（ $\alpha = .81$ ）。一方で、第二因子には、「再犯可能性」「将来的な脅威」「衝動性」が負荷を示し、「無力化」と命名された（ $\alpha = .66$ ）。各因子について、3項目の単純加算得点を平均した値を分析に用いた（応報 $M = 4.60$, $SD = 1.46$ 、無力化 $M = 5.42$, $SD = 1.07$ ）。

制裁動機3項目、非難3項目、道徳的責任帰属3項目

の計9項目についても、同様に探索的因子分析を実施した（最小二乗法、独立クラスター回転）。当初の想定とは異なり、平行分析の結果から、1因子解を採用して分析を行った。その結果、すべての項目が単一の因子に高い負荷を示した（負荷量 $\geq .35$ ）。そこで、本研究では9項目を「道徳判断」と命名し（ $\alpha = .84$ ）、各項目の単純加算得点の平均値を分析に用いた（ $M = 4.88$, $SD = .92$ ）。なお、量刑判断は単一項目で測定されたため、数的変換は行わず、測定値をそのまま分析に用いた（ $M = 7.59$, $SD = 3.98$ ）。

3.2 相関分析

変数間の相関係数を表1に示す。なお、性別（男性 = 1、女性 = 2）と年齢について、他のいずれの変数とも相関が見られなかったため、以降の分析から除外した。

予測とは異なり、自由意志信念と頭在的動機との相関は有意ではなかった（応報 $r = -.11$ 、無力化 $r = .01$ ）。また、応報と道徳判断、量刑判断との相関も有意ではなかった（道徳 $r = -.08$ 、量刑 $r = .01$ ）。応報について、他の変数との相関関係が見られなかったため、以降の分析から除外した。一方、自由意志信念と道徳判断（ $r = .40$, $p < .001$ ）および量刑判断（ $r = .25$, $p = .002$ ）との相関はともに有意であり、先行研究と同様の結果であった（e.g., Brewer, 2011）。また、予測していなかった結果として、無力化と道徳判断および量刑判断との相関が有意であった（道徳 $r = .26$, $p = .002$ 、量刑 $r = .21$, $p = .019$ ）。

3.3 自由意志信念から道徳判断・量刑判断への影響

自由意志信念が量刑判断に対して及ぼす影響が、被告人に対する道徳判断に媒介されている可能性を検証した。

まず、自由意志信念から量刑判断を予測する単回帰分析を実施した。その結果、回帰係数は有意であった（ $\beta = .25$, $p < .001$ ）。次に、道徳判断から量刑判断を予測する単回帰分析を実施したところ、同様に回帰係数は有意であった（ $\beta = .45$, $p < .001$ ）。そこで、自由意志信念および道徳判断を独立変数とした重回帰分析を実施したところ、道徳判断の主効果は有意であった一方（ $\beta = .41$, $p < .001$ ）、自由意志信念の主効果は有意ではなかった（ $\beta = .08$, $p = .19$ ）。結果から、媒介過程が示唆されたため、ブートストラップ法（リサンプリング回数10,000回）による媒介分析を行った。結果として、間接効果の95%信頼区間にゼ

表1：各変数間の相関係数

	1	2	3	4	5	6	7
1: 性別(男性 = 1、女性 = 2)	–	.00	.14	–.01	.09	.04	–.02
2: 年齢		–	.04	.09	.01	.05	–.02
3: 自由意志信念			–	–.11	.01	.40***	.25**
4: 応報				–	.10	–.08	.01
5: 無力化					–	.26**	.21*
6: 道徳判断						–	.45***
7: 量刑判断							–

注：表中の*は、Holmの方法による修正p値。N = 232、*** $p < .001$ 、** $p < .01$ 、* $p < .05$ 。

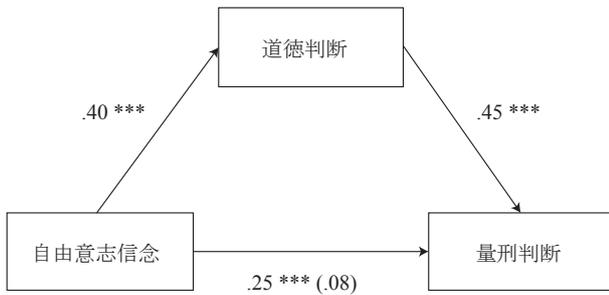


図 1：媒介分析結果

注：ブートストラップ法、リサンプリング回数 10,000 回、値はすべて標準化係数。*** $p < .001$ 。

口は含まれず、効果は 5% 水準で有意であった ($\beta = .18$ [.11, .25]: 図 1)。

3.4 無力化動機を投入した量刑判断への影響モデル

本研究では、無力化に対する動機と道徳判断および量刑判断との間に有意な相関が見られたため、自由意志信念が量刑判断に及ぼす影響に関するモデルに無力化に対する顕在的動機の変数を同時に投入し、量刑判断に果たす役割をパス解析によって検討した。

まず、自由意志信念と無力化との間の相関関係は有意でなかったため、自由意志信念と無力化をともに独立変数とし、両変数間の相関は仮定しないこととした。次に、自由意志信念から量刑判断への影響は道徳判断によって媒介されていたため、自由意志信念から量刑判断への直接効果は仮定しないこととした。以上を踏まえ、無力化に対する顕在的動機が道徳判断を媒介して量刑判断に影響すると想定するモデル（完全媒介モデル）と、無力化動機は量刑判断に直接的にも影響すると想定するモデル（部分媒介モデル）を構築し、両モデル間で適合度を比較した。

まず、完全媒介モデルについて検討したところ、十分なモデル適合度が示された (GFI = .99, AGFI = .96, RMSEA = .06, CFI = .98, AIC = 19.43, BIC = -10.91)。自由意志信念と無力化動機はそれぞれ道徳判断に影響を与え（自由意志信念 $\beta = .40, p < .001$ 、無力化 $\beta = .25, p < .001$ ）、道徳判断が量刑判断に直接的影響を与えていた ($\beta = .45, p < .001$)。

続けて、部分媒介モデルについて検討した結果、同様に高いモデル適合度が確認された (GFI = .99, AGFI = .97, RMSEA = .03, CFI = 1.00, AIC = 18.37, BIC = -8.52)。各パス係数の値も同程度であった。自由意志信念は道徳判断に、道徳判断は量刑判断に、それぞれ正の影響を及ぼしていた（自由意志信念 $\beta = .40, p < .001$ 、道徳判断 $\beta = .42, p < .001$ ）。無力化に対する顕在的動機は道徳判断に影響を及ぼしていたほか ($\beta = .25, p < .001$)、量刑判断に対する直接的影響も有意傾向であった ($\beta = .11, p = .08$)。

本研究では、無力化動機から量刑判断へのパスを最終的なモデルに含めるかどうかについて、モデル適合度および量刑判断の決定係数という 2 つの観点から検討した。

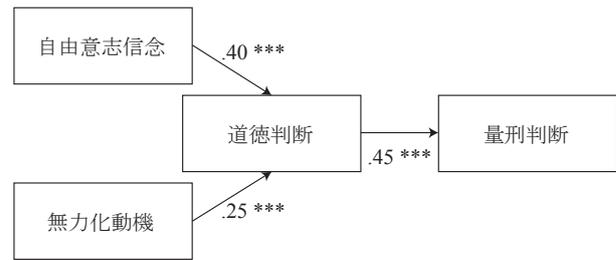


図 2：パス解析結果

注：GFI = .99, AGFI = .96, RMSEA = .06, CFI = .98, AIC = 19.43, BIC = -10.91、値はすべて標準化係数。*** $p < .001$ 。

まず、モデル適合度については、先述の通り、モデル間で大きな差はみられなかった。しかし、完全媒介モデルにおいて、部分媒介モデルよりも BIC (Bayesian Information Criteria) の値が小さかった。また、決定係数の観点からは、無力化動機をモデルに含めた場合でも、量刑判断の分散説明率はほとんど変わらなかった（完全媒介 $R^2 = .20$ 、部分媒介 $R^2 = .21$ ）。以上から、本研究では、自由意志信念と無力化に対する顕在的動機が量刑判断に及ぼす影響モデルとして、完全媒介モデルを採用した（図 2）。

4. 考察

4.1 結果のまとめ

本研究では、参加者の自由意志信念の強さが量刑判断に及ぼす影響について検討した。特に、自由意志信念の強弱によって、量刑判断の際に重視される動機が異なる可能性について検証した。その結果、自由意志信念から量刑判断への影響は加害者に対する道徳判断によって媒介されていることが示された。一方で、自由意志信念と応報および無力化に対する顕在的動機との相関は見られず、自由意志信念の強さに応じて量刑判断動機が異なるという仮説は支持されなかった。また、応報動機と道徳判断および量刑判断との相関は見られなかった一方、無力化動機と両変数との相関が見られたことから、自由意志信念と無力化動機を独立変数とし、量刑判断への影響過程を説明するモデルを作成した。その結果、自由意志信念と無力化動機は互いに独立に量刑判断に影響を及ぼしており、加害者に対する道徳判断がこれらの効果を媒介していることが示された。

4.2 結果の解釈および先行研究との関連

以上の結果を踏まえ、本研究の結果と先行研究との関連について述べる。第一に、自由意志信念から量刑判断への影響が道徳判断によって媒介されていたことは、先行研究の知見と一貫している (Shariff et al., 2014)。言い換えれば、自由意志の存在を信じている人々は、そうでない人よりも加害者に対して厳しい道徳判断を行いやすく、結果として厳罰を下すということであり、罰の判断が加害者に対する評価に基づいていると言える。このことは、理論哲学的な洞察とも一貫している。哲学の分野では、自由意志の存在を信じるということは、「行為者に

は他の選択肢があった」という他行為可能性 (alternative possibility) と「行為者は望んで行為を実行した」という行為者性 (agency) を認識することであると考えられる (レビューとして、渡辺他, 2015)。近年の研究では、哲学の専門知識を持たない人々も、他行為可能性と行為者性を「自由意志 (free will)」の構成要素として理解していることが明らかにされている (e.g., Monroe & Malle, 2010; 2014)。

さらに、自由意志信念と罰との関連を議論した研究では、応報主義に基づく罰は行為者の他行為可能性や行為者性を前提としており、自由意志が存在しない場合には正当化できないと指摘されている (Pereboom, 2001)。このことは、一般人が応報主義に基づいて罰を判断することを示した研究とも一貫している (e.g., Carlsmith, 2006; Keller et al., 2010; 綿村他, 2010)。実際、加害者の、あるいは世界観としての自由意志の存在が否定されると、罰の判断が寛容化することが多くの研究で示されている (e.g., Aspinwall, Brown, & Tabery, 2012; Carey & Paulhus, 2013; Monterosso, Royzman, & Schwartz, 2005)。また、近年では裁判の判決文を分析し、自由意志と関連する生物学的な要因 (Nahmias, 2006; Nahmias, Coates, & Kvaran, 2007) に言及する頻度や、それが判決の厳しさに及ぼす影響などを調査した研究も行われている (Farahany, 2016)。以上から、本研究の結果は、先行研究における理論的・実証的分析と一貫しており、自由意志信念と罰の判断との関連を追試した点で一定の意義を持つと言えるだろう。

一方、自由意志信念と罰の判断の関連についての議論は、一般的に人々が行う罰の判断は応報主義に基づいていることを前提としているが、本研究の結果からは、自由意志信念が強いからといって、量刑判断において顕在的に応報主義を重視するわけではないことが示された。本研究では、応報動機と自由意志信念との間に相関が見られなかっただけでなく、道徳判断や量刑判断との相関関係も観察されなかった。一方、無力化動機は自由意志信念とは相関していなかったものの、道徳判断および量刑判断との相関関係が観察され、自由意志信念とは独立に量刑判断に影響していた。以上のような結果が生じた原因については、本研究の限界点として、後に議論する。

4.3 本研究の限界と今後の展望

本研究では、自由意志信念から量刑判断への影響が道徳判断に媒介されていることを示し、先行研究を追試したという点で一定の意義を持つ。一方で、自由意志信念と応報動機や無力化動機といった顕在的動機との関連、あるいは応報動機と道徳判断および量刑判断との関連は見られず、自由意志信念が弱い場合、応報主義が採用されにくくなり、結果として量刑判断が寛容化するという、先行研究で想定されている過程は実証できなかった。また、自由意志信念が弱い場合、加害者が自分の行動をコントロールできない人物として認識されるため、無力化を重視した量刑判断が生じるという仮説についても、それを支持するような結果は得られなかった。

本研究の限界点とその対応策として、大きく以下の二点が挙げられる。まず、本研究では、応報や無力化に対する顕在的動機を測定しており、参加者の動機を測定する手法として妥当ではなかった可能性が考えられる。先行研究において、量刑判断の動機についての顕在的測定は妥当性が低いことが指摘されているほか (Carlsmith, 2008)、人々は自分の内的な状態をモニターできず、しばしば本当の理由とは異なる理由を説明してしまうことが知られている (Nisbett & Wilson, 1977)。以上のような知見を踏まえると、本研究の参加者は、自分が応報主義に基づいて量刑判断を行なっているのか、あるいは無力化に動機付けられているのかを正しく認識できていなかった可能性が考えられる。この点について、応報や無力化に関連する要素 (例: 悪意、意図性、再犯可能性) をシナリオ内部で操作し、各要因が量刑判断に及ぼす影響における自由意志信念の調整効果を検討することで対処可能であると考えられる。

二点目として、本研究では単一のシナリオを用いて調査を実施したが、シナリオの内容が加害者に対する自由意志の知覚に影響していた可能性が考えられる。本研究では、シナリオ中の加害者に「アルコール依存症」という設定がなされ、そのことが加害者のコントロール能力、ひいては加害者の自由意志の存在に対する疑いを抱かせ、その結果、無力化が重視された可能性が考えられる。今後の研究では、多様なシナリオを用いて調査を実施すると同時に、加害者に対してどの程度自由意志を知覚したかを個人差変数として測定・統制し、シナリオ内容の影響を最小限に抑えた分析を実施することが必要であると考えられる。

今後の展望として、自由意志の存在を否定する主張の中でも、特に還元論的説明に着目した研究を進めていくことが必要であると考えられる。近年、そうした説明の方法が裁判など道徳に関する文脈で意義を持つ可能性が多くの研究で指摘されている (e.g., Nahmias et al., 2007)。中でも、脳神経科学的な観点から行われる行為の説明はその好例である (e.g., Farahany, 2016)。こうした現状を踏まえると、罰という社会実践において、人々が「行為」をどのように認識し、その原因をどこに帰属するかは重要な問題となる。現状、研究者間でこの問題に対する態度は一致していないものの (Greene & Cohen, 2004; Morse, 2007)、欧米では既に裁判の主張や判決に還元論的説明が多く取り入れられるようになっており (Farahany, 2016)、日本でも同様の課題は生じうると考えられる。本研究では自由意志信念のみを独立変数として測定していたが、今後は、科学的決定論に関する信念を併せて測定し、量刑判断やその動機への影響を詳細に検討する必要があるだろう。

謝辞

本論文の執筆にあたり、JSPS 科研費・基盤研究 (B) 16H03726 および 18H01078 の助成を受けた。

引用文献

- Aspinwall, L. G., Brown, T. R., & Tabery, J. (2012). The double-edged sword: Does biomechanism increase or decrease judges' sentencing of psychopaths? *Science*, 337, 846-849.
- Baumeister, R. F. & Monroe, A. E. (2014). Recent research on free will: Conceptualizations, beliefs, and processes. In *Advances in experimental social psychology* (Vol. 50, pp. 1-52). Academic Press.
- Brewer, L. E. (2011). Forgiving freely: perceptions of moral responsibility mediate the relationship between belief in free will and willingness to forgive. *Unpublished master's thesis*. <https://diginole.lib.fsu.edu/islandora/object/fsu%3A181247/datastream/PDF/view>. (2019年6月17日)
- Carey, J. M. & Paulhus, D. L. (2013). Worldview implications of believing in free will and/or determinism: Politics, morality, and punitiveness. *Journal of personality*, 81, 130-141.
- Carlsmith, K. M. (2006). The roles of retribution and utility in determining punishment. *Journal of Experimental Social Psychology*, 42, 437-451.
- Carlsmith, K. M. (2008). On justifying punishment: The discrepancy between words and actions. *Social Justice Research*, 21, 119-137.
- Farahany, N. A. (2016). Neuroscience and behavioral genetics in US criminal law: an empirical analysis. *Journal of Law and the Biosciences*, 2, 485-509.
- Faul, F., Erdfelder, E., Lang, A. G., & Buchner, A. (2007). G* Power 3: A flexible statistical power analysis program for the social, behavioral, and biomedical sciences. *Behavior Research Methods*, 39, 175-191.
- Greene, J. & Cohen, J. (2004). For the law, neuroscience changes nothing and everything. *Philosophical Transactions of the Royal Society of London. Series B: Biological Sciences*, 359, 1775-1785.
- Keller, L. B., Oswald, M. E., Stucki, I., & Gollwitzer, M. (2010). A closer look at an eye for an eye: Laypersons' punishment decisions are primarily driven by retributive motives. *Social Justice Research*, 23, 99-116.
- MacKenzie, M. J., Vohs, K. D., & Baumeister, R. F. (2014). You didn't have to do that: Belief in free will promotes gratitude. *Personality and Social Psychology Bulletin*, 40, 1423-1434.
- Monroe, A. E., & Malle, B. F. (2010). From uncaused will to conscious choice: The need to study, not speculate about people's folk concept of free will. *Review of Philosophy and Psychology*, 1, 211-224.
- Monroe, A. E., & Malle, B. F. (2014). Free will without metaphysics. In A. R. Mele (ed.), *Surrounding free will: Philosophy, psychology, neuroscience*. New York: Oxford University Press. pp.25-48.
- Monterosso, J., Royzman, E. B., & Schwartz, B. (2005). Explaining away responsibility: Effects of scientific explanation on perceived culpability. *Ethics & Behavior*, 15, 139-158.
- Morse, S. J. (2007). The non - problem of free will in forensic psychiatry and psychology. *Behavioral Sciences & the Law*, 25, 203-220.
- Nahmias, E. (2006). Folk fears about freedom and responsibility: Determinism vs. reductionism. *Journal of Cognition and Culture*, 6, 215-237.
- Nahmias, E., Coates, D. J., & Kvaran, T. (2007). Free will, moral responsibility, and mechanism: Experiments on folk intuitions. *Midwest studies in Philosophy*, 31, 214-242.
- Nisbett, R. E., & Wilson, T. D. (1977). Telling more than we can know: Verbal reports on mental processes. *Psychological Review*, 84, 231-259.
- Paulhus, D. L., & Carey, J. M. (2011). The FAD-Plus: Measuring lay beliefs regarding free will and related constructs. *Journal of Personality Assessment*, 93, 96-104.
- Pereboom, D. (2001). *Living without free will*. New York: Cambridge University Press.
- Shariff, A. F., Greene, J. D., Karremans, J. C., Luguri, J. B., Clark, C. J., Schooler, J. W., Baumeister, R. F., & Vohs, K. D. (2014). Free will and punishment: A mechanistic view of human nature reduces retribution. *Psychological Science*, 25, 1563-1570.
- 綿村英一郎・分部利紘・高野陽太郎 (2010). 一般市民の量刑判断—応報のため?それとも再犯抑止やみせしめのため?—。法と心理, 9, 98-108.
- 渡辺匠・太田紘史・唐沢かおり (2015). 自由意志信念に関する実証研究のこれまでとこれから—哲学理論と実験哲学、社会心理学からの知見—。社会心理学研究, 31, 56-69.
- 渡辺匠・櫻井良祐・綿村英一郎・唐沢かおり (2014). 自由意志・決定論尺度 (The Free Will and Determinism Plus Scale: FAD+) 日本語版の作成。パーソナリティ研究, 23, 53-56.

(受稿：2019年11月6日 受理：2019年11月29日)